

# 令和6年度 第2回東峰村地域公共交通活性化協議会

日 時 令和6年7月30日（火）午前10時30分～

場 所 保健福祉センターいずみ館 多目的ホール

## ～ 会 次 第 ～

### 1. 会長あいさつ

### 2. 委員紹介

### 3. 報告事項

- ・東峰村乗合タクシーの実績報告について・・・資料1（p4～）
- ・地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について・・・資料2（p9～）

### 4. 協議

- ・西鉄バス浮羽支線（杷木～小石原線）の廃止申入れについて
  - ▶西鉄バス浮羽支線の廃止申入れについて・・・資料3-1（p19）
  - ▶廃止申出に係る要望書について・・・資料3-2（p20～）
  - ▶西鉄バスより浮羽支線について・・・資料3-3（p23～）
- ・東峰村乗合タクシーの杷木バス停乗り入れについて・・・資料4  
(p32～)

### 5. その他

## 東峰村地域公共交通活性化協議会 委員名簿

|    | 区 分                            | 所 属                   | 役 職    | 氏 名    | 備考（代理出席等）                                  |
|----|--------------------------------|-----------------------|--------|--------|--|
| 1  | 東峰村長又はその指名する者                  | 東峰村                   | 副村長    | 菅 義範   |  |
| 2  | 鉄道事業者                          | 九州旅客鉄道 株式会社 筑豊篠栗鉄道事業部 | 部長     | 富永 哲男  |  |
| 3  | 一般乗合旅客自動車運送事業者                 | 西鉄バス久留米 株式会社          | 営業本部長  | 下川 裕二  |  |
| 4  | 一般旅客自動車運送事業者                   | 小石原観光タクシー 株式会社        | 取締役    | 梶原 伯夫  |  |
| 5  | 一般旅客自動車運送事業者                   | 合同会社 東峰               | 代表社員   | 赤尾 太   |  |
| 6  | 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体            | 福岡県筑後地区タクシー協会         | 専務理事   | 國友 真   |  |
| 7  | 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 | 西鉄グループバス労働組合          | 執行委員長  | 箴島 健嗣  | 欠 席  |
| 8  | 関係行政機関                         | 国土交通省九州運輸局 福岡運輸支局     | 支局長    | 古賀 秀策  | 辻 美貴善<br>(首席運輸企画専門官)<br>山浦 淳輝<br>(運輸企画専門官) |
| 9  | 関係行政機関                         | 福岡県企画・地域振興部 交通政策課     | 課長補佐   | 三重野 直美 | 二宮 圭亮<br>(主事)                              |
| 10 | 関係行政機関                         | 福岡県朝倉県土整備事務所 道路課企画班   | 地域整備主幹 | 中島 慎太郎 |  |
| 11 | 関係行政機関                         | 朝倉警察署                 | 交通課長   | 栗山 隆巳  | 欠 席  |
| 12 | 関係行政機関                         | 東峰村議会                 | 議長     | 伊藤 均   |  |
| 13 | 村民又は利用者の代表                     | 東峰村区長会代表              | 会長     | 梶原 浩二  |  |
| 14 | 村民又は利用者の代表                     | 東峰村区長会代表              | 副会長    | 萩尾 利勝  |  |
| 15 | 村民又は利用者の代表                     | タクシー利用者               |        | 井上 宗次  | 欠 席  |
| 16 | 村民又は利用者の代表                     | 東峰村社会福祉協議会            | 会長     | 岩田 渉   |  |
| 17 | 学識経験者                          | 九州産業大学 理工学部 情報科学科     | 教授     | 稲永 健太郎 |  |

### オブザーバー

|   |                             |            |        |     |
|---|-----------------------------|------------|--------|-----|
| 1 | 福岡県企画・地域振興部 政策支援課           | 企画主査       | 大城 和多留 |     |
|   |                             | 参事         | 森 義篤   |     |
|   |                             | 企画主査       | 小野 正倫  |     |
| 2 | N T T 西日本 福岡ビジネス営業部ビジネス推進部門 | 部門長        | 大石 邦嗣  |     |
|   |                             | ビジネス推進担当課長 | 辻 友美   |     |
| 3 | 朝倉市役所 防災交通課交通対策係            | 課長         | 川上 憲司  |     |
|   |                             | 係長         | 矢野 正憲  |     |
| 4 | うきは市役所 市民協働推進課コミュニティ支援係     | 係長         | 矢野 和子  |     |
| 5 | 添田町役場 まちづくり課まちづくり推進係        | 主査         | 中川 祐亮  |     |
| 6 | 嘉麻市役所 交通政策課地域活性推進係          | -          | -      | 欠 席 |
| 7 | 日田市役所 地域振興課公共交通係            | 主査         | 進 和宏   |     |
| 8 | 東峰村役場 農林建設課建設係              | 技師         | 熊谷 尚也  |     |

### 事務局

|   |                    |      |       |  |
|---|--------------------|------|-------|--|
| 1 | 東峰村役場 ふるさと推進課地域振興係 | 課長   | 岩橋 俊典 |  |
| 2 | 東峰村役場 ふるさと推進課地域振興係 | 課長補佐 | 和田 勲  |  |
| 3 | 東峰村役場 ふるさと推進課地域振興係 | 係長   | 池田 啓謙 |  |
| 4 | 東峰村役場 ふるさと推進課地域振興係 | 主任主事 | 福島 彰隆 |  |
| 5 | 株式会社 九州経済研究所 企画戦略部 | 研究員  | 新入 智哉 |  |



**のるーと東峰実績報告書  
(2024年2月～6月)**

2024年7月30日

ネクスト・モビリティ株式会社

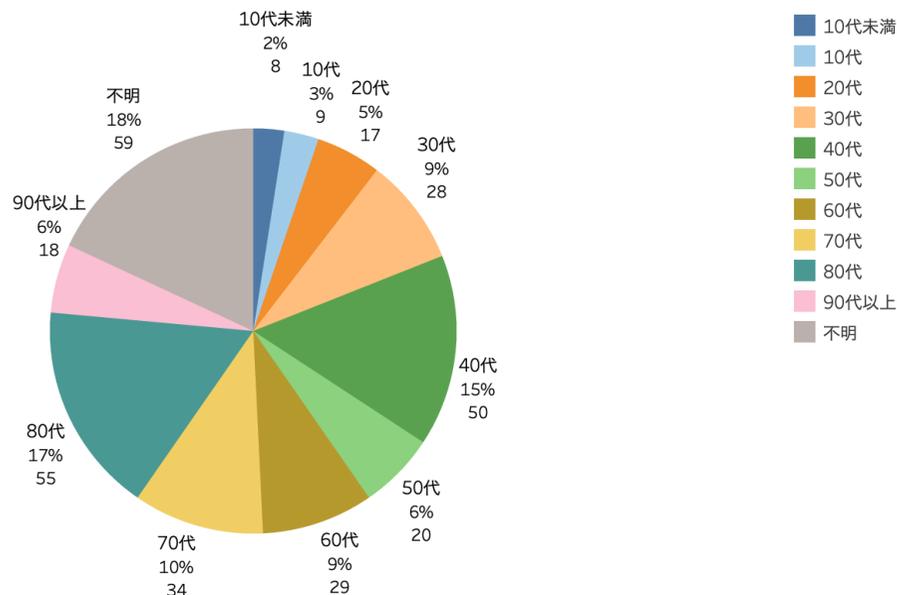
運行通期の総乗客数等は以下のとおり。  
安定的に日当たり8名以上の方に乗車いただいている。

|              | 2024年 |      |      |      |      |  |
|--------------|-------|------|------|------|------|--|
|              | 2月    | 3月   | 4月   | 5月   | 6月   |  |
| 総乗客数         | 240   | 267  | 254  | 270  | 244  |  |
| 日当たり総乗客数     | 8.3   | 8.6  | 8.5  | 8.7  | 8.1  |  |
| 日当たり総乗客数_平日  | 10.8  | 10.4 | 10.4 | 10.7 | 9.1  |  |
| 日当たり総乗客数_土曜日 | 4.0   | 6.6  | 5.0  | 8.0  | 9.6  |  |
| 日当たり総乗客数_日祝  | 3.2   | 4.5  | 3.2  | 3.1  | 3.0  |  |
| 累計登録者数       | 192   | 251  | 287  | 309  | 327  |  |
| 1利用あたりの総乗客数  | 1.25  | 1.18 | 1.17 | 1.14 | 1.14 |  |
| ユニークユーザー数    | 43    | 44   | 43   | 46   | 44   |  |
| キャンセル件数      | 63    | 64   | 67   | 40   | 34   |  |
| キャンセル率       | 25%   | 22%  | 24%  | 14%  | 14%  |  |

※補足  
ユニークユーザー数: 単月に利用した単一の乗客数（ひと月に数回同じ方が乗車しても1カウント）  
キャンセル率: キャンセル件数/総予約件数

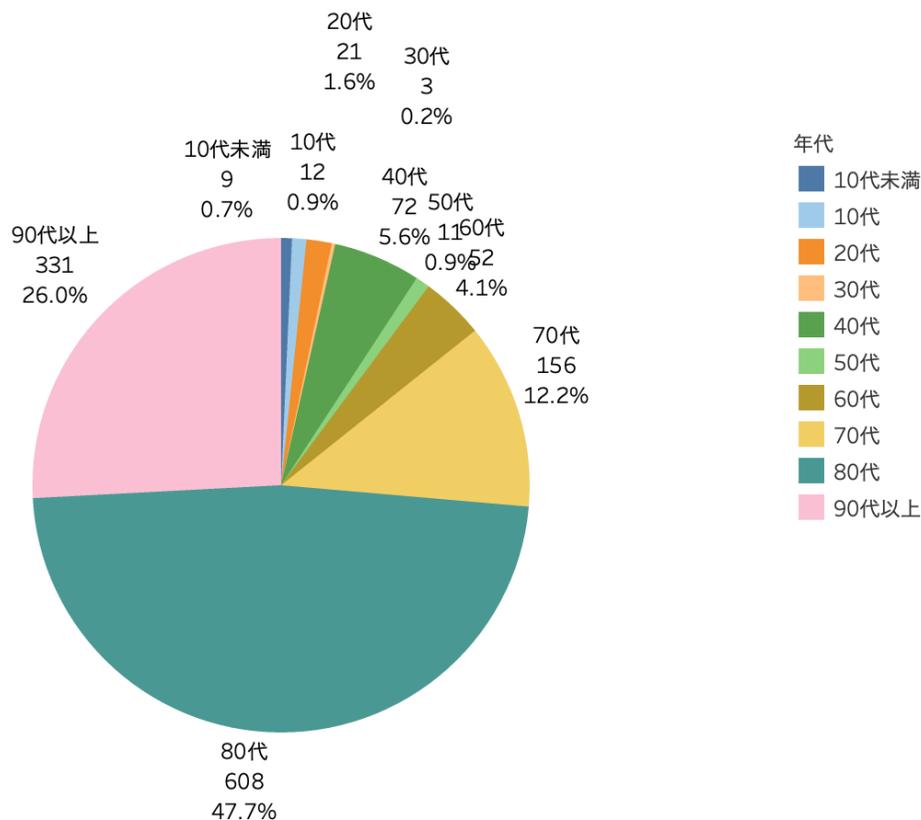
登録者の年代別割合は以下のとおり。

| 年代    | 登録者数 | 割合     |
|-------|------|--------|
| 10代未満 | 8    | 2.4%   |
| 10代   | 9    | 2.8%   |
| 20代   | 17   | 5.2%   |
| 30代   | 28   | 8.6%   |
| 40代   | 50   | 15.3%  |
| 50代   | 20   | 6.1%   |
| 60代   | 29   | 8.9%   |
| 70代   | 34   | 10.4%  |
| 80代   | 55   | 16.8%  |
| 不明    | 59   | 18.0%  |
| 90代以上 | 18   | 5.5%   |
| 総計    | 327  | 100.0% |



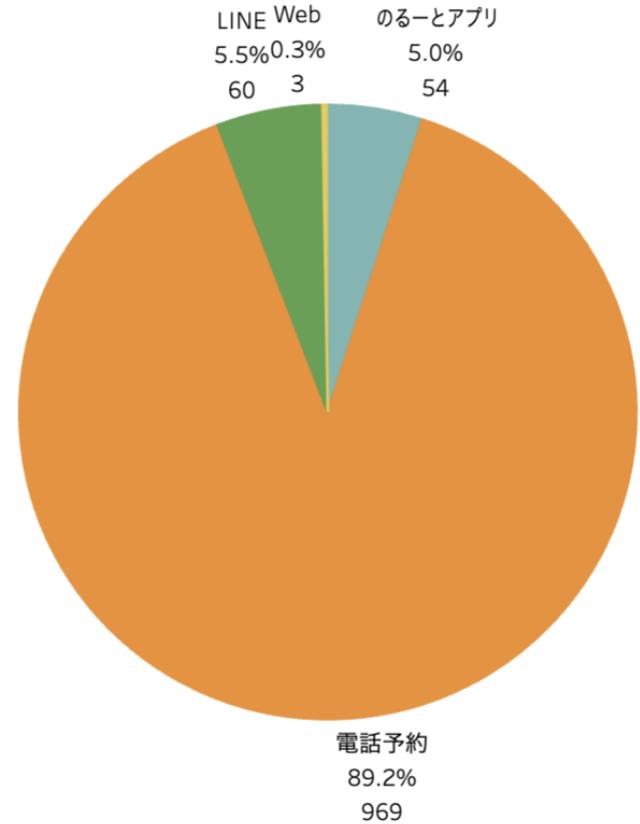
総乗客数の年代別割合は以下のとおり。

| 年代    |       |        |
|-------|-------|--------|
| 10代未満 | 9     | 0.7%   |
| 10代   | 12    | 0.9%   |
| 20代   | 21    | 1.6%   |
| 30代   | 3     | 0.2%   |
| 40代   | 72    | 5.6%   |
| 50代   | 11    | 0.9%   |
| 60代   | 52    | 4.1%   |
| 70代   | 156   | 12.2%  |
| 80代   | 608   | 47.7%  |
| 90代以上 | 331   | 26.0%  |
| 総計    | 1,275 | 100.0% |



運行通期における予約方法の割合は以下のとおり。

| 予約ツール   |                 |
|---------|-----------------|
| のるーとアプリ | 54<br>5.0%      |
| 電話予約    | 969<br>89.2%    |
| LINE    | 60<br>5.5%      |
| Web     | 3<br>0.3%       |
| 総計      | 1,086<br>100.0% |



様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

6 東 込 第 8 0 号  
令和 6 年 6 月 2 8 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 東峰村地域公共交通活性化協議会  
住 所 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山 6 4 2 5  
代表者氏名 会長 菅 義範

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

(名称) 東峰村地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本村における公共交通網は、村内においては宝珠山地区から福井地区の接続を担い、地域間においては添田町や大分県日田市方面との接続を担う「日田彦山線 BRT ひこぼしライン」と、村内において小石原地区から小石原鼓地区、福井地区の接続を担い、地域間においては朝倉市方面との接続を担う「路線バス（杷木 - 小石原線）」といった2つの地域間幹線系統と、地域内フィーダー系統としての機能を持つ「タクシー」にて構成されている。

村民が日常生活を送るうえで必要な近距離の移動を担う公共交通が十分に整備されていない状況に対し、令和5年8月より「自家用有償旅客運送（東峰村乗合タクシー）」の実証運行を行い、令和6年10月に本格運行開始予定である。東峰村乗合タクシーは車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として重宝されている。

加えて、村内において小石原地区から小石原鼓地区、福井地区の接続を担っていた路線バスが令和6年10月より減便、令和7年3末の廃線を表明しており、通院や買い物といった生活に不可欠な村民の移動手段を確保・維持することが喫緊の課題となっている。

東峰村乗合タクシーは、村民の生活交通を確保するのみでなく、地域間幹線系統であるBRTを起点とした二次交通として位置付け、公共交通による村内周遊を可能にし、地域間幹線系統であるBRTの支線として効果的に連動し、地域交通の全体的な活性化を図ることも目指しているが、自治体の運営努力だけでは自家用有償旅客運送の維持は難しい状況である。

このため、地域公共交通確保維持事業により、自家用有償旅客運送（東峰村乗合タクシー）の運行を確保・維持することで、村民の生活交通手段を存続させていく必要がある。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

本村の地域交通において重要な役割を担う東峰村乗合タクシーの安定した運行体制を構築することにより、すべての人にとって使いやすい地域交通を形成し、地域の未来を守る公共交通体制を構築する。

東峰村公共交通計画 基本方針Ⅰ すべての人にとって使いやすい地域交通の形成  
東峰村公共交通計画 基本方針Ⅱ 地域の未来を守る公共交通体制の構築

#### ■東峰村乗合タクシーの利用者数

現状値：なし 目標値（R7）：3,650人/年 ※R9年度目標の50%

#### ■東峰村乗合タクシーの収支率

現状値：なし 目標値（R7）：7.0%

#### ■東峰村乗合タクシーの運行における財政負担

現状値：なし 目標値（R7）：23,914千円

**(東峰村地域公共交通計画 P91、P93より)**

### (2) 事業の効果

自家用有償旅客運送による東峰村乗合タクシーを新たに導入し村民の生活手段を維持することに加え、BRTとの接続を確保することで地域交通全体の利便性向上及び利用者数の増加、収支率の向上が期待される。

なお、新たなサービスの導入により本村の財政負担額は一時的に増加するが、東峰村乗合タクシーの運行を踏まえた既存の交通体系の見直し（いずみ館送迎車両の廃止等）により、利便性を確保しながら財政負担の縮小にもつながる。

**(東峰村地域公共交通計画 P74～P78より)**

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

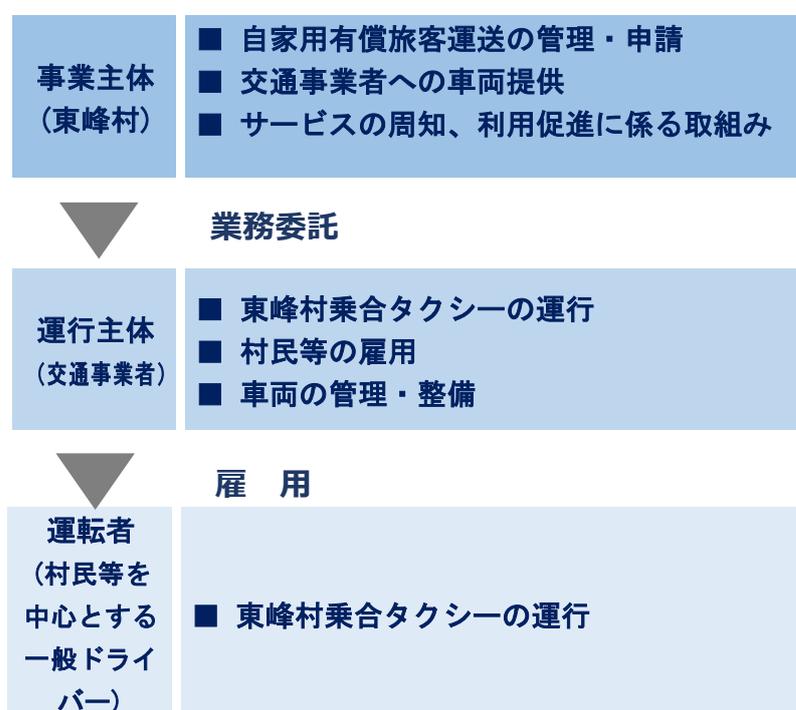
#### 【事業】事業内容自家用有償旅客運送の導入

利用者の希望に応じて自由な経路、ダイヤで運行する「東峰村乗合タクシー※」を新たに導入する。東峰村乗合タクシーの運行にあたっては自家用有償旅客運送（事業者協力型）の制度を活用し、村、交通事業者、村民等が一体となって本村の公共交通の利便性を確保する体制を構築する。

※令和5年度12月時点で実証実験として運行中

#### 【実施主体（及び実施体制）】

本村を主体とした自家用有償旅客運送を導入し、地元の交通事業者及び村民等の協力により東峰村乗合タクシーを運行する。



#### 参考) 東峰村乗合タクシーの運行概要

利用者の希望に応じた自由経路・自由ダイヤ型の区域運行を行い、運行エリアは東峰村全域とする。

運行日時：午前8時30分～午後5時00分

※12月29日～1月3日を除き、原則として毎日運行

運行方式：自家用有償旅客運送による自由経路・自由ダイヤ型の区域運行

運行区域：東峰村全域

自家用有償旅客運送の主体：東峰村

運送の種別：交通空白地有償運送

運送しようとする旅客の範囲：地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者

| 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び<br>運送予定者  |  |    |      |                |                      |               |                                 |                      |                 |
|---|--|----|------|----------------|----------------------|---------------|---------------------------------|----------------------|-----------------|
| 表1を添付   |  |    |      |                |                      |               |                                 |                      |                 |
| 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額   |  |    |      |                |                      |               |                                 |                      |                 |
| 補助対象経費から国庫補助額を差し引いた額は、予算の範囲内で東峰村が負担する。  |  |    |      |                |                      |               |                                 |                      |                 |
| 6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法   |  |    |      |                |                      |               |                                 |                      |                 |
| 目標・効果の評価手法  |  |    |      |                |                      |               |                                 |                      |                 |
|   | <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標</th> <th>評価手法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東峰村乗合タクシーの利用者数</td> <td>村で把握する運行実績をもとに評価を行う。</td> </tr> <tr> <td>東峰村乗合タクシーの収支率</td> <td>運賃収入を運行経費で除することにより収支率を算出し評価を行う。</td> </tr> <tr> <td>東峰村乗合タクシーの運行における財政負担</td> <td>村の財政負担額による評価を行う</td> </tr> </tbody> </table> | 目標 | 評価手法 | 東峰村乗合タクシーの利用者数 | 村で把握する運行実績をもとに評価を行う。 | 東峰村乗合タクシーの収支率 | 運賃収入を運行経費で除することにより収支率を算出し評価を行う。 | 東峰村乗合タクシーの運行における財政負担 | 村の財政負担額による評価を行う |
| 目標  | 評価手法   |    |      |                |                      |               |                                 |                      |                 |
| 東峰村乗合タクシーの利用者数  | 村で把握する運行実績をもとに評価を行う。   |    |      |                |                      |               |                                 |                      |                 |
| 東峰村乗合タクシーの収支率   | 運賃収入を運行経費で除することにより収支率を算出し評価を行う。  |    |      |                |                      |               |                                 |                      |                 |
| 東峰村乗合タクシーの運行における財政負担  | 村の財政負担額による評価を行う  |    |      |                |                      |               |                                 |                      |                 |
| 7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの<br>運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要<br><u>【地域間幹線システムのみ】</u>    |  |    |      |                |                      |               |                                 |                      |                 |
| ※該当なし   |  |    |      |                |                      |               |                                 |                      |                 |
| 8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に<br>準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧<br><u>【地域間幹線システムのみ】</u> |  |    |      |                |                      |               |                                 |                      |                 |
| ※該当なし   |  |    |      |                |                      |               |                                 |                      |                 |
| 9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期<br>及びその他特記事項<br><u>【地域間幹線システムのみ】</u>                    |  |    |      |                |                      |               |                                 |                      |                 |
| ※該当なし   |  |    |      |                |                      |               |                                 |                      |                 |
| 10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要<br><u>【地域内フィーダーシステムのみ】</u>   |  |    |      |                |                      |               |                                 |                      |                 |
| 表5を添付   |  |    |      |                |                      |               |                                 |                      |                 |
| 11. 車両の取得に係る目的・必要性<br><u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ<br/>うとする場合のみ】</u>                |  |    |      |                |                      |               |                                 |                      |                 |
| ※該当なし   |  |    |      |                |                      |               |                                 |                      |                 |

|  |
|--|
| <p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果<br/> <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>  |
| <p>※該当なし</p>   |
| <p>13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>                     |
| <p>※該当なし</p>   |
| <p>14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）<br/> <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p> |
| <p>※該当なし</p>   |
| <p>15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性<br/> <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>  |
| <p>※該当なし</p>   |
| <p>16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果<br/> <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>   |
| <p>※該当なし</p>   |
| <p>17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>   |
| <p>※該当なし</p>   |

## 18. 協議会の開催状況と主な議論

### (1) 東峰村地域公共交通活性化協議会開催状況

令和4年7月14日(木)

東峰村地域公共交通活性化協議会の開催

- ・東峰村地域公共交通計画策定について

令和4年10月27日(木)

東峰村地域公共交通活性化協議会の開催

- ・東峰村地域公共交通計画策定について
- ・実証実験について

令和5年2月13日(月)から2月26日(日)

東峰村地域公共交通計画(案)に対するパブリックコメント募集

令和5年3月2日(木)

東峰村地域公共交通活性化協議会の開催

- ・東峰村地域公共交通計画(案)承認について
- ・乗合タクシー実証実験の結果について

令和5年6月8日(木)

東峰村地域公共交通活性化協議会の開催

- ・自家用有償旅客運送(乗合タクシー)の導入について

令和5年10月17日(火)

東峰村地域公共交通活性化協議会の開催

- ・乗合タクシーの状況報告について
- ・東峰村地域公共交通計画の見直しについて
- ・東峰村地域公共交通利便増進実施計画の策定について

令和6年2月20日(火)

東峰村地域公共交通活性化協議会の開催

- ・乗合タクシーの運賃について
- ・西鉄バス浮羽支線の廃線について
- ・東峰村地域公共交通計画等の見直しについて

令和6年6月20日(木)

東峰村地域公共交通活性化協議会(書面開催)

- ・令和7年度地域公共交通確保維持改善事業の申請について  
《地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金》

### (2) 東峰村地域公共交通活性化協議会の開催予定

令和6年7月

東峰村地域公共交通活性化協議会の開催

- ・西鉄バス浮羽支線の廃線後の対応について

その後も随時開催予定

## 19. 利用者等の意見の反映状況

### ①路線バスの乗降調査

東峰村の路線バスについて乗降調査を実施することで、バスの利用状況や移動の様子を把握し、公共交通に関する課題や潜在的なニーズを抽出・整理した。

調査期間：第1回 2021年11月18日（木）～2021年11月21日（日）

第2回 2022年07月11日（月）～2022年07月17日（日）

対象路線：西鉄バス 小石原 - 杷木区間

調査方法：対象区間における調査員の乗り込み調査

### ②村民へのアンケート調査

村民に対しアンケート調査を行うことで、移動ニーズやバスの利用実態、バスに対する要望や意見等を把握し、バスへの課題や潜在的なニーズを抽出・整理した。

調査期間：2021年12月～2022年1月

対象者：東峰村の住民684名（回答者261名・回収率38.2%）

調査方法：村民全戸への配布、郵送での回収。

調査項目：

- ・ 外出の目的、外出の際の移動手段
- ・ 通院について（通院施設・移動手段）
- ・ 買い物について（利用施設・移動手段）
- ・ 通勤通学について（通勤通学先・移動手段）
- ・ この1年間に利用した公共交通機関
- ・ 公共交通機関を利用しない理由
- ・ 公共交通（コミュニティバス・乗合タクシー）の評価 等

上記の調査により、始点から終点まで1人も乗車しない「空バス」が発生していることや、運転免許証について2割以上が持っていない（返納した）こと、車やバイクの所有について2割以上が自分自身の車やバイクを持っていないことを把握したため、本村の地域公共交通計画策定の方向性の1つに「人材不足や利用者の減少等、公共交通を取りまく環境がより一層厳しくなることを想定し、安定した地域交通運営に向けて現段階から長期目線での対策を講じる」ことを設定した。

**（東峰村地域公共交通計画 P34～39、P43～63より）**

#### 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山 6425

（所 属） 東峰村地域公共交通活性化協議会

（氏 名） 事務局 福島 彰隆

（電 話） 0946-72-2312

（e-mail） furusui@vill.toho.fukuoka.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

| 市区町村名 | 運送予定者名 | 運行系統名<br>(申請番号) | 運行系統 |             |    | 系統<br>キロ程 | 計画運<br>行日数 | 計画<br>運行<br>回数 | 利<br>便<br>増<br>進<br>特<br>例<br>措<br>置 | 運<br>送<br>継<br>続<br>特<br>例<br>措<br>置 | 地域内フィーダー系統の基準適合<br>(別表7・別表9・別表10) |                               |  |                           |
|-------|--------|-----------------|------|-------------|----|-----------|------------|----------------|--------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|--|---------------------------|
|       |        |                 | 起点   | 経由地         | 終点 |           |            |                |                                      |                                      | 運行態様の別                            | 基準ハで<br>該当する<br>要件(別<br>表7・9) | 補助対象地域間幹線系統<br>等と接続の確保                                     | 基準ホで該<br>当する要件<br>(別表7のみ) |
| 東峰村   | 東峰村    | (1) 東峰村乗合タクシー   |      | 東峰村<br>村内全域 |    | .km       | 359日       | 2,872.0回       |                                      |                                      | 区域                                | ①、②(1)                        | 補助対象地域間幹線系統であるJR九州バス(株)の日田彦山線BRT・宝珠山停留所、大行司停留所、筑前岩屋停留所にて接続 | ①                         |
|       |        |                 |      |             |    | .km       |            |                |                                      |                                      |                                   |                               |  |                           |
|       |        |                 |      |             |    | .km       |            |                |                                      |                                      |                                   |                               |  |                           |
|       |        |                 |      |             |    | .km       |            |                |                                      |                                      |                                   |                               |  |                           |
|       |        |                 |      |             |    | .km       |            |                |                                      |                                      |                                   |                               |  |                           |
|       |        |                 |      |             |    | .km       |            |                |                                      |                                      |                                   |                               |  |                           |
|       |        |                 |      |             |    | .km       |            |                |                                      |                                      |                                   |                               |  |                           |
|       |        |                 |      |             |    | .km       |            |                |                                      |                                      |                                   |                               |  |                           |
|       |        |                 |      |             |    | .km       |            |                |                                      |                                      |                                   |                               |  |                           |
|       |        |                 |      |             |    | .km       |            |                |                                      |                                      |                                   |                               |  |                           |

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

|       |     |
|-------|-----|
| 市区町村名 | 東峰村 |
|-------|-----|

(単位:人)

|          | 人口    |
|----------|-------|
| 人口集中地区以外 | 1,899 |
| 交通不便地域等  | 1,899 |

交通不便地域等の内訳

| 人口     | 対象地区 | 根拠法 |
|--------|------|-----|
| 1,899人 | 全域   | 過疎法 |
|        |      |     |
|        |      |     |
|        |      |     |

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

| 計画名               | 策定年月日  | 特例適用開始年度 |
|-------------------|--------|----------|
| 東峰村地域公共交通計画       | 令和6年2月 | -        |
| 東峰村地域公共交通利便増進実施計画 | 令和6年2月 | -        |

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

2023年12月21日

福岡県バス対策協議会会長 殿  
(福岡県 企画・地域振興部長 殿)

久留米市東町 40-13  
キューブタマタ 第一ビル7階  
西鉄バス久留米株式会社  
代表取締役社長 大石 一紀

## 乗合バス路線の廃止について

平素より弊社バス事業につきましては格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、浮羽支線においては、これまで関係自治体様に赤字補填をしていただく事で路線の運行を維持してまいりましたが、運転士不足により路線の廃止申し入れを行わせていただきたく存じます。当該路線の利用状況は、今年に入りコロナ禍を経ても横ばい傾向となっております。他路線のバスの利用者は、コロナ禍前の約8割程度の回復と頭打ちの状況となっており、バス事業は依然として厳しい状況に置かれています。

また、全国的に運転士不足が深刻化しており、弊社においても数年前より運転士不足が常態化し、今年度に入りさらに多数の退職者が出たことで、一層悪化をしております。必要数に満たない人数での運営により、運転士の乗務時間や拘束時間は限界を迎え、過酷な労働が続いており、現段階で改善基準を遵守することもままならない状況となっております。さらに、次年度より改善基準告示の内容が厳しくなり、運転士不足に拍車がかかることが想定されます。弊社としても様々な労務対策を講じておりますが、このような状況が続くことで、運転士の疲労は蓄積され最も優先すべき旅客の安全を脅かしかねないため、路線の利用状況等踏まえ検討を行った結果、やむを得ず浮羽支線の廃止を申し入れする運びとなったものでございます。

これまで永年にわたり弊社バス路線へのご利用、ご愛顧を賜っておりますが、何卒、事情をご賢察の上、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

## 1. 路線名

浮羽支線

## 2. 関係自治体

朝倉市、うきは市、東峰村、(大分県日田市)

## 3. 廃止予定日

2024年10月1日

## 4. 関係資料

別添付のとおり

以上

西鉄バス久留米株式会社

代表取締役社長 大石 一紀 様

# 要 望 書

西鉄バス浮羽支線（小石原線・宝珠山線）の  
廃止申し出に係る要望について

令和6年3月29日

福岡県朝倉郡東峰村

## 西鉄バス浮羽支線（小石原線・宝珠山線）の 廃止申し出に係る要望について

貴社におかれましては、本村における公共交通体系の柱となっているバス路線の運行につきまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、西鉄バス浮羽支線（小石原線・宝珠山線）は、村内はもとより東峰村から朝倉市杷木地域を結ぶ住民の日常生活の移動手段となっており、特に、学生や高齢者、障がい者など交通弱者にとって、通学・通勤・通院・買い物などの移動手段として重要な役割を担っていただいております。

この度、貴社より 2023 年 12 月 21 日付で福岡県バス対策協議会に対し「乗合バス路線の廃止について」の申し出がなされ、浮羽支線については 2024 年 10 月 1 日をもって廃止予定とされております。

もとより、公共交通機関の運転士不足は全国的な社会問題となっており、貴社においても非常に厳しい状況と存じておりますが、前述のとおり、浮羽支線は地域住民の日常生活に欠かせない重要な役割を担っている交通機関となっております。

このような事情をご賢察のうえ、浮羽支線の廃止の検討にあたりましては、何卒、別記事項について格別のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 記

### 1. 廃止時期の延長について

代替交通の確保や地域への説明等時間を要するため、廃止時期を「2025年4月1日」としていただくよう要望します。

### 2. その他

その他、必要に応じて村と十分協議していただくよう要望します。

以上

令和6年3月29日

福岡県朝倉郡東峰村長 眞 田 秀 樹

# 浮羽支線について

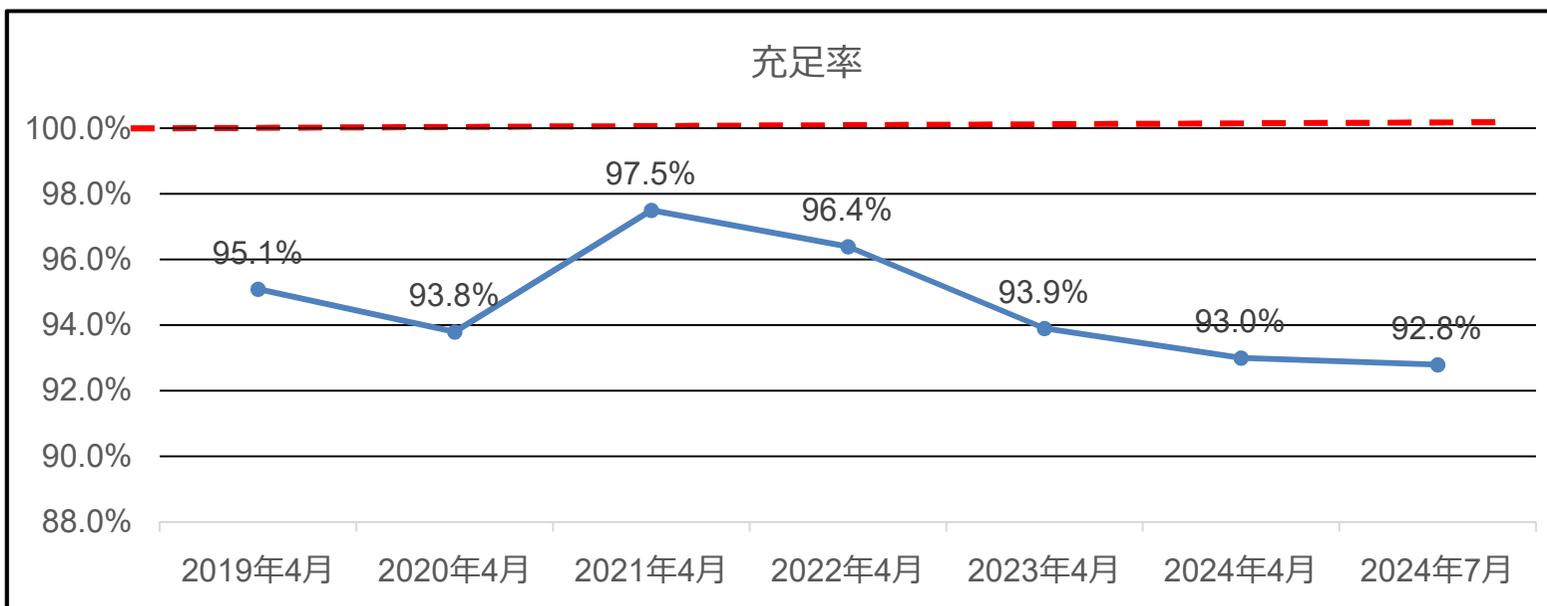
西鉄バス久留米株式会社

2024年7月30日

- 1) バス運転士の現状
- 2) 協議記録
- 3) 2024年10月5日 実施予定 減便ダイヤについて

# 1) バス運転士の現状:西鉄バス久留米

## (1)運転士の要員推移(充足率)



充足率100%が円滑に運営できる状態である。  
公休出勤を依頼し、現状のダイヤを維持している状況。

**乗務員の高齢化もあり近年要員状況がさらに悪化**

## (2)要員状況 ※数値は毎年4月1日現在

単位(人)

| 種別 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 | 2024年 | 本年7月  |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 要員 | △10.0 | △12.0 | △4.5  | △6.5  | △10.5 | △11.5 | △10.0 |

## 2)協議記録

- ◆2023年12月21日 : 福岡県バス対策協議会へ路線廃止申入れ  
(申入れ時の廃止予定日:2024年10月1日)
- ◆2024年 1月16日 : 第1回福岡県バス対策協議会ブロック別協議会  
(廃止協議実施)
- ◆2024年 3月14日 : 要望書受領 (うきは市さま・日田市さま)  
・廃止時期の延長、路線拡充、必要に応じた協議
- ◆2024年 3月29日 : 要望書受領 (東峰村さま)  
・廃止時期の延長、必要に応じた協議
- ◆2024年 5月27日付 : 要望書への回答書提出  
・廃止時期の延長 ⇒ 2025年4月1日  
・既存路線拡充 ⇒ お応えができかねる  
・必要に応じた協議 ⇒ 承りました
- ◆2024年 6月25日 : 第2回福岡県バス対策協議会ブロック別協議会  
・今後のスケジュール確認、減便ダイヤ調整
- ◆2024年10月 5日 予定 : 減便ダイヤ改正
- ◆2025年 4月 1日 予定 : 路線廃止

### 3) 減便ダイヤについて [平日：小石原系統] 新旧時刻表

(現行) 小石原発 宝珠山経由 杷木行

| 人数 | 小石原     | 宝珠山     | 杷木    |
|----|---------|---------|-------|
| 2  | 6:17 →  | 6:42 →  | 7:06  |
| 4  | 8:16 →  | 8:41 →  | 9:05  |
| 3  | 10:33 → | 10:58 → | 11:22 |
| 2  | 12:36 → | 13:01 → | 13:25 |
| 0  | 14:33 → | 14:58 → | 15:22 |
| 1  | 16:43 → | 17:08 → | 17:32 |
| 0  | 18:33 → | 18:58 → | 19:22 |

(改正後)

| 小石原     | 宝珠山     | 杷木    |
|---------|---------|-------|
| 8:29 →  | 経由無 →   | 9:00  |
| 10:15 → | 10:40 → | 11:04 |
| 14:35 → | 15:00 → | 15:24 |

2024年6月25日 バス対策協議会  
 (東峰村さま) 通学の為時刻を早めて欲しい  
 (西鉄バス) 10分であれば早めることが可能  
 ※杷木8:50着へ

(現行) 杷木発 宝珠山経由 小石原行

| 人数 | 杷木      | 宝珠山     | 小石原   |
|----|---------|---------|-------|
| 0  | 7:10 →  | 7:34 →  | 7:59  |
| 2  | 9:37 →  | 10:01 → | 10:26 |
| 2  | 11:40 → | 12:04 → | 12:29 |
| 3  | 13:40 → | 14:04 → | 14:29 |
| 2  | 15:50 → | 16:14 → | 16:39 |
| 2  | 17:40 → | 18:04 → | 18:29 |
| 2  | 19:43 → | 20:07 → | 20:32 |

(改正後)

| 杷木      | 宝珠山     | 小石原   |
|---------|---------|-------|
| 9:20 →  | 9:44 →  | 10:09 |
| 13:40 → | 14:04 → | 14:29 |
| 17:40 → | 18:04 → | 18:29 |

### 3) 減便ダイヤについて [平日：神杉野系統] 新旧時刻表

4

(現行) コミュニティC発 浮羽発着所経由 杷木行

| 人数 | コミュニティC | 浮羽発着所   | 杷木    |
|----|---------|---------|-------|
| 4  | 6:51 →  | 7:23 →  | 7:32  |
| 1  | 8:30 →  | 9:02 →  | 9:11  |
| 1  | 10:15 → | 10:47 → | 10:56 |
| 3  | 12:10 → | 12:42 → | 12:51 |
| 1  | 15:00 → | 15:32   |       |
| 1  | 16:37 → | 17:09 → | 17:18 |
| 0  | 18:34 → | 19:06 → | 19:15 |

(改正後)

| コミュニティC | 浮羽発着所   | 杷木    |
|---------|---------|-------|
| 6:51 →  | 7:23 →  | 7:32  |
| 12:10 → | 12:42 → | 12:51 |
| 16:37 → | 17:09 → | 17:18 |

(現行) 杷木発 浮羽発着所経由 コミュニティC行

| 人数 | 杷木      | 浮羽発着所   | コミュニティC |
|----|---------|---------|---------|
| 2  | 7:42 →  | 7:51 →  | 8:23    |
| 3  | 9:27 →  | 9:36 →  | 10:08   |
| 3  | 11:25 → | 11:34 → | 12:06   |
| 1  | 14:10 → | 14:19 → | 14:51   |
| 0  |         | 15:59 → | 16:31   |
| 1  | 17:49 → | 17:58 → | 18:30   |

(改正後)

| 杷木      | 浮羽発着所   | コミュニティC |
|---------|---------|---------|
| 11:25 → | 11:34 → | 12:06   |
| 15:50 → | 15:59 → | 16:31   |



# [5/14乗り込み調査] OD表

調査日：2024年5月14日 全便調査

6

## ■ OD利用状況

### ◎利用者数

延伸要望区間 1日12名（便あたり1.1名）

神杉野系統 1日21名（便あたり1.6名）

小石原系統 1日25名（便あたり1.8名）

|   |   |   |   |    |               |       |             |                |    |
|---|---|---|---|----|---------------|-------|-------------|----------------|----|
|   |   |   |   |    |               |       |             | コミュニティC<br>神杉野 | 計  |
|   |   |   |   |    |               |       |             |                | 0  |
|   |   |   |   |    |               |       | 注連原<br>図書館前 | 1              | 3  |
|   |   |   |   |    |               |       | 2           |                |    |
|   |   |   |   |    |               | 浮羽発着所 | 1           | 1              | 2  |
|   |   |   |   |    |               |       |             |                |    |
|   |   |   |   |    | 松本<br>杷木      | 6     | 2           | 2              | 16 |
|   |   |   |   |    |               |       |             |                |    |
|   |   |   |   |    | らくゆう館前<br>塔の元 | 8     |             |                | 9  |
|   |   |   |   |    |               |       |             |                |    |
|   |   |   |   |    | 屋敷<br>宝珠山     | 3     |             |                | 7  |
|   |   |   |   |    |               |       |             |                |    |
|   |   |   |   |    | 東<br>小石原      | 7     |             |                | 9  |
|   |   |   |   |    |               |       |             |                |    |
| 計 | 2 | 4 | 1 | 24 | 6             | 5     | 4           | 46             |    |



# [浮羽支線] 日曜OD表

調査日：2023年11月12日～26日

## ■ OD利用状況（日曜3日間平均 ※IC利用率38.5%）

### ◎利用者数

延伸要望区間 1日2名（便あたり0.5名）

神杉野系統 1日5名（便あたり0.5名）

小石原系統 1日9名（便あたり0.8名）

|   |          |           |               |          |       |             |                |    |
|---|----------|-----------|---------------|----------|-------|-------------|----------------|----|
|   |          |           |               |          |       |             |                | 計  |
|   |          |           |               |          |       |             | コミュニティC<br>神杉野 | 0  |
|   |          |           |               |          |       | 注連原<br>図書館前 | 1              | 1  |
|   |          |           |               |          | 浮羽発着所 |             | 1              | 1  |
|   |          |           |               | 松本<br>杷木 | 2     | 1           |                | 3  |
|   |          |           | らくゆう館前<br>塔の元 | 3        |       |             |                | 4  |
|   |          | 屋敷<br>宝珠山 |               | 2        |       |             |                | 2  |
|   | 東<br>小石原 |           |               | 2        |       |             |                | 3  |
| 計 | 1        | 0         | 1             | 7        | 2     | 3           | 0              | 14 |

## 西鉄バス浮羽支線（杷木～小石原線）の廃止申入れに対して

### 1 代替交通サービス概要（案）

#### ①運行方法

朝と夜に1便ずつ定時定路線型<sup>※1</sup>の運行（R6.10.1～R7.3.31 土日祝日を除く）。

※1：決まった時間に、決まったルートの運行を行うもの。

#### ②運行時間

通勤、通学での利用を想定し、以下の時間での運行を行う。

**朝便… 6：00 ～ 06：45**

6：00（小石原庁舎）→6：20（大行司：折り返し）<sup>※2</sup>

→6：25（宝殊焼前）→6：30（塔の元）→6：45（杷木バス停）<sup>※3</sup>

**夜便…19：15 ～ 20：00**

19：15（杷木バス停）→19：30（塔の元）→19：35（宝殊焼前）

→19：40（大行司：折り返し）<sup>※4</sup>→20：00（小石原庁舎前）

<参考：接続を勘案している公共交通および時刻>

※2：BRT発時刻… 6：58

※3：西鉄バス発時刻… 6：52（7：27甘木着）、7：03（7：38甘木着）

※4：BRT着時刻… 19：29

#### ③運行区域

小石原から杷木まで（村内の一部バス停および杷木バス停のみ乗降可）。

#### ④運賃

| 区分             | 運賃   |
|----------------|------|
| 中学生以上          | 300円 |
| 小学生            | 150円 |
| 保護者同伴の未就学児     | 無料   |
| 村内在住の65歳以上の高齢者 | 150円 |
| 障害者手帳の所持者      | 150円 |
| 障害者手帳所持者の介助者   | 無料   |

⑤利用方法

指定の場所・時間で乗車。事前予約は不要。(空便でも走行)

→ただし、空便が続く場合(1か月程度)は、運行を取り止める可能性もあり。

⑥運行体制

車両は既存のノアを利用し運行。

⑦備 考

- ・当サービスは、既存の東峰村を主体とした交通空白地有償運送を拡充して運行。
- ・空便が続く場合(1か月程度)は、運行を取り止める可能性もあり<sup>※</sup>。【再掲】

## 2 利用の実態について

- ・4/13（土曜日）～4/21（日曜日）のICカード利用者のデータ※。

※平日利用者の約6割がICカード それ以外が現金。

土曜利用者の5割がICカード、日曜利用者の約4割がICカード。

（R5/11 調査参考。）

西鉄バスの利用者数（上り・便数別）

|    | 4/13 | 4/14 | 4/15 | 4/16 | 4/17 | 4/18 | 4/19 | 4/20 | 4/21 |
|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
|    | 土    | 日    | 月    | 火    | 水    | 木    | 金    | 土    | 日    |
| 1便 | 0    | 1    | 2    | 2    | 2    | 2    | 1    | 1    | 0    |
| 2便 | 0    | 1    | 2    | 2    | 2    | 5    | 2    | 1    | 0    |
| 3便 | 0    | 2    | 0    | 0    | 1    | 1    | 0    | 0    | 0    |
| 4便 | 0    | 0    | 0    | 1    | 0    | 0    | 0    | 0    | 1    |
| 5便 | 0    | 1    | 2    | 2    | 1    | 0    | 1    | 0    | 0    |
| 6便 | 0    | 0    | 0    | 0    | 1    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 7便 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |

西鉄バスの利用者数（下り・便数別）

|    | 4/13 | 4/14 | 4/15 | 4/16 | 4/17 | 4/18 | 4/19 | 4/20 | 4/21 |
|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
|    | 土    | 日    | 月    | 火    | 水    | 木    | 金    | 土    | 日    |
| 1便 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 2便 | 0    | 1    | 1    | 1    | 2    | 1    | 0    | 0    | 0    |
| 3便 | 0    | 0    | 0    | 2    | 0    | 1    | 0    | 0    | 0    |
| 4便 | 0    | 0    | 0    | 1    | 0    | 0    | 0    | 1    | 0    |
| 5便 | 0    | 0    | 2    | 1    | 1    | 1    | 1    | 1    | 0    |
| 6便 | 0    | 1    | 1    | 2    | 2    | 2    | 1    | 0    | 0    |
| 7便 | 0    | 0    | 0    | 0    | 1    | 0    | 1    | 0    | 0    |

便ごとの利用者の多寡を比較すると以下のとおりである。

- ・利用がない便
- ・利用が多い便
- ・利用が次に多い便

バスの時刻参考（平日）

|     | 小石原   | 宝珠山   | 塔の元   | 杷木    | 杷木    | 塔の元   | 宝珠山   | 小石原   |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1 便 | 6:17  | 6:42  | 6:51  | 7:06  | 7:10  | 7:25  | 7:34  | 7:59  |
| 2 便 | 8:16  | 8:41  | 8:50  | 9:05  | 9:37  | 9:52  | 10:01 | 10:26 |
| 3 便 | 10:33 | 10:58 | 11:07 | 11:22 | 11:40 | 11:55 | 12:04 | 12:29 |
| 4 便 | 12:36 | 13:01 | 13:10 | 13:25 | 13:40 | 13:55 | 14:04 | 14:29 |
| 5 便 | 14:33 | 14:58 | 15:07 | 15:22 | 15:50 | 16:05 | 16:14 | 16:39 |
| 6 便 | 16:43 | 17:08 | 17:17 | 17:32 | 17:40 | 17:55 | 18:04 | 18:29 |
| 7 便 | 18:33 | 18:58 | 19:07 | 19:22 | 19:43 | 19:58 | 20:07 | 20:32 |

バスの時刻参考（休日）

|     | 小石原   | 宝珠山   | 塔の元   | 杷木    | 杷木    | 塔の元   | 宝珠山   | 小石原   |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1 便 | 7:35  | 8:00  | 8:09  | 8:24  | 8:44  | 8:59  | 9:08  | 9:33  |
| 2 便 | 9:37  | 10:02 | 10:11 | 10:25 | 10:26 | 11:11 | 11:20 | 11:45 |
| 3 便 | 11:50 | 12:15 | 12:24 | 12:38 | 12:46 | 13:01 | 13:10 | 13:35 |
| 4 便 | 13:40 | 14:05 | 14:14 | 14:28 | 14:54 | 15:09 | 15:18 | 15:43 |
| 5 便 | 15:48 | 16:13 | 16:22 | 16:36 | 16:40 | 16:55 | 17:04 | 17:29 |
| 6 便 | 17:35 | 18:00 | 18:09 | 18:23 | 18:40 | 18:55 | 19:04 | 19:29 |

**通勤・通学の利用、買い物・通院の利用が多いと想定される。**

減便後にて対応できる時間帯は以下のとおりである。

バスの時刻参考（平日）

|    | 小石原   | 宝珠山   | 塔の元   | 杷木    | 杷木    | 塔の元   | 宝珠山   | 小石原   |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1便 | 6:17  | 6:42  | 6:51  | 7:06  | 7:10  | 7:25  | 7:34  | 7:59  |
| 2便 | 8:16  | 8:41  | 8:50  | 9:05  | 9:37  | 9:52  | 10:01 | 10:26 |
| 3便 | 10:33 | 10:58 | 11:07 | 11:22 | 11:40 | 11:55 | 12:04 | 12:29 |
| 4便 | 12:36 | 13:01 | 13:10 | 13:25 | 13:40 | 13:55 | 14:04 | 14:29 |
| 5便 | 14:33 | 14:58 | 15:07 | 15:22 | 15:50 | 16:05 | 16:14 | 16:39 |
| 6便 | 16:43 | 17:08 | 17:17 | 17:32 | 17:40 | 17:55 | 18:04 | 18:29 |
| 7便 | 18:33 | 18:58 | 19:07 | 19:22 | 19:43 | 19:58 | 20:07 | 20:32 |

- ・減便後には、小石原～杷木間の移動をバスにて担えない時間帯がある。
- ・一方で東峰村における、小石原～杷木間を担う公共交通はタクシーがある。  
※運行時刻は日中。
- ・通勤・通学の利用、買い物・通院の利用が多いと想定される。（再掲）



### 3 減便後の対応

減便後に代替交通が必要な便時間帯以下のとおりである。

バスの時刻参考（平日）

|    | 小石原   | 宝珠山   | 塔の元   | 杷木    | 杷木    | 塔の元   | 宝珠山   | 小石原   |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1便 | 6:17  | 6:42  | 6:51  | 7:06  | 7:10  | 7:25  | 7:34  | 7:59  |
| 2便 | 8:16  | 8:41  | 8:50  | 9:05  | 9:37  | 9:52  | 10:01 | 10:26 |
| 3便 | 10:33 | 10:58 | 11:07 | 11:22 | 11:40 | 11:55 | 12:04 | 12:29 |
| 4便 | 12:36 | 13:01 | 13:10 | 13:25 | 13:40 | 13:55 | 14:04 | 14:29 |
| 5便 | 14:33 | 14:58 | 15:07 | 15:22 | 15:50 | 16:05 | 16:14 | 16:39 |
| 6便 | 16:43 | 17:08 | 17:17 | 17:32 | 17:40 | 17:55 | 18:04 | 18:29 |
| 7便 | 18:33 | 18:58 | 19:07 | 19:22 | 19:43 | 19:58 | 20:07 | 20:32 |

- ・通勤や通学にて、バスを利用していた村民のため代替交通サービスの導入が必要。